

不登校児童生徒への支援について

1 第1回総合教育会議の振り返り

第1回総合教育会議では、不登校に関する各種データを基に、不登校の現状、不登校児童生徒の増加要因の分析、本人やその保護者に与える影響、生じる可能性のあるリスク等について、改めて、市長および教育委員の認識を共有したうえで、現状の取組を確認いただきながら各委員からご意見いただいた。

第1回総合教育会議での意見を課題・分野ごとに整理(主な論点・発言から)

(主に学校内に関すること)

1-1. 校内サポートルーム・教育相談員

- ・校内サポートルームの全校配置の必要性
- ・サポートルームの「居場所」としての役割、安心安全な空間づくりの重要性
- ・教育相談員の勤務形態（週1～4日、常勤でない）、不在時の対応
- ・小規模校での人員配置の課題、支援が手薄になる現状
- ・サポートルーム利用者がさらに行けなくなることを防ぐ必要性

1-2. 支援体制の構築・ガイドライン等の必要性

- ・支援が担任等の個人に偏りすぎている現状
- ・マニュアルやガイドラインの必要性（理由が多様なため体系化は難しいが、アプローチの仕方を整理する必要）

1-3. 教員の姿勢

- ・教員の「慈愛の心」や寄り添う姿勢の重要性
- ・答えを用意して話を聞くのではなく、まず受け止める姿勢
- ・子ども一人ひとりの違いを前提にした支援

(主に学校外、学校外との連携に関すること)

1-4. 学校外での学び・居場所

- ・学校外で学ぶ児童生徒の出席扱いの課題（校長判断、文科省通知）
- ・学校外の居場所や活動（教育支援センター、フリースクール等）の活用と評価
- ・地域クラブ（今後の部活動の地域移行）も新たな居場所となる可能性

1-5. 家庭・社会との連携

- ・家庭の困窮やヤングケアラー問題、他の福祉・子ども支援に係る社会資源との連携
- ・保護者の意識変化（ゆとり教育世代、学校への意識の変化）
- ・保護者・子どもへのレジリエンス支援の重要性

1-6. 訪問教育相談員・アウトリーチ型の支援

- ・訪問教育相談員の拡充などアウトリーチ型支援の強化
- ・家庭へのアプローチの重要性

2 あるべき姿（理念）

「全ての子ども達が、どのような状況下においても学びを継続できる状態」

不登校は、様々な要因が複合的に絡み合って、子どもが登校できないという行動として現れている状態であり、これらの要因の解消には時間がかかる、または、解決が困難なケースが多く、その間に、半年、1年、2年と時間が経過してしまう。

子ども達の成長のために、この貴重な時間を失わせることなく、常に学びを継続できる環境が必要である。

（子ども達の学びの状態）

状態Ⓐ 学校において、子ども達は、友達や教員との社会の中で、学問や社会性を学ぶことができる。

状態Ⓑ 心身の不調から学校を休みがちになったり、不登校傾向から徐々に回復する過程にあるなど、毎日登校できる状況ではない時は、学校と家庭の連携の下、別室登校や短時間登校など、子どもに合わせた形で登校し、必要に応じて学校外の社会資源の力を活用しながら、子ども達は学ぶことができる。

状態Ⓒ 様々な理由から、登校しない・できない子ども達は、教育支援センターやフリースクール等民間施設などの学校外の社会資源やＩＣＴを活用した自宅学習などで、学ぶことができる。

3 現状と課題

子ども達が学校に登校すれば、あるべき姿の状態Ⓐ、つまり、全ての子ども達が学校で学ぶことができるという想いから、学校は、学校の改善・改革によって、その状態に近づけようと努力している。

一方で、現状は、不登校や不登校傾向がある児童生徒（状態Ⓑや状態Ⓒ）が増加しており、この児童生徒や保護者は、今、困難を抱え、学びの継続が不確かなものとなっている。

多様化する子ども達を全て受け入れることを目指して学校の改善は進めつつも、不登校児童生徒の支援に必要なことは、今、登校が困難となっている児童生徒や保護者にしっかりと向き合い、児童生徒がどのような登校状態であっても受入れられる学校の仕組みを構築することや学校外（社会）の力を活用して児童生徒が、学びを継続できる仕組みを作ることである。

課題① 学校に様々な登校状態の児童生徒を受入れられる仕組みを構築すること

課題② 学校外（社会）の力を活用できる仕組みを構築すること

4 課題を解消し、あるべき姿に近づくための今後の方策（事務局によるたたき台）

(1) 課題①

学校に様々な登校状態の児童生徒を受入れられる仕組みを構築すること

① 学校内の居場所を増やす。学校で過ごすためのハードルを下げる。

多くの場合、子ども達は、普通に登校している状態から、様々な要因の影響を受け、だんだん学校に行き難くなる。学校には子ども達を不登校になる前に受け止められる機能が必要であり、また、不登校状態からの復帰や短時間登校の子どもなども含めて、学校へ行き難い子ども達の登校に対する抵抗感を下げる必要がある。

【短期目標】

校内サポートルームの充実（運営の組織化、保護者等への周知など）

(取組)

ア 不登校の未然防止・復帰の足掛かりとしての役割の明確化

- ・各学校向けサポートルームの運営手引きの作成。運営方法、心構え、環境づくり等
- ・学校訪問によるサポートルームの運営に関する個別指導を実施
- ・教育相談員の配置の拡充

イ 児童生徒・保護者の安心感の醸成

- ・児童生徒が感じている学校に登校することへの抵抗感を減らし、保護者にも子どもが過ごせる場所があることを周知することで安心感を醸成する。

② 懐の深い校内支援体制の構築

今後、多様化が進む子ども達を受け入れていくために、学校は今まで以上に柔軟に対応していくなければならない。学びの多様化学校（未広中学校分教室）において、不登校の経験がある生徒達が、楽しく毎日過ごせるような取組ができれば、その要素を静岡市の各小中学校に取り入れることで、各校の校内支援をより効果的なものとする。

【短期目標】

学びの多様化学校の取組の横展開

(取組)

ア 未広中学校分教室での生徒に寄り添った学校運営の実践

- ・2026年4月に開校する学びの多様化学校“未広中学校分教室”に通う生徒が、楽しく毎日学校で過ごせる環境作り
- ・多様な生徒に対応する多様な学び方や学校生活の実践
- ・配属予定の6人の教員や専門家等によるチーム支援の実践

イ 未広中学校分教室を単なる分教室生の受け皿のみに終わらせらず、各学校や各教育支援センターに、横展開できる仕組みの構築

- ・分教室の取組に関する情報発信
- ・教員の視察研修

(2) 課題②
学校外（社会）の力を活用できる仕組みを構築すること

① 学校外の情報を収集・集約し、学校と保護者と社会資源を結ぶ。

学校は、学校外の他者を頼らずに、学校内の限られたリソースで困難に対応しようとする傾向があり、これは特に“学び”において顕著である。

教員の責任感など学校の性質上、致し方ない面もあるが、不登校児童生徒の支援、保護者の支援においては、学校以外に、専門性をもち、学校内の状況を理解し、尚且つ、学校外のリソースと結び付けることができる相談機関が必要である。

不登校や登校渋りがあったらすぐに相談できる不登校支援専門の窓口として、既存の教育支援センターの機能を強化し、児童生徒・保護者支援にあたる。

また、相談機関として機能するために、不登校児童生徒支援にかかる様々な情報が、教育支援センターに集まる仕組みを構築する。

【短期目標】

教育支援センターを不登校児童生徒・保護者支援の拠点化（ハブ機能）

(取組)

ア 保護者（家庭）支援の強化

- ・学校以外の相談窓口の明確化・アクセスの向上（市内1か所⇒各区に1か所）
- ・子ども・福祉サービスの情報提供
- ・フリースクール等民間施設情報の収集と相談者への提供

イ アウトリーチ型支援の範囲拡大

- ・訪問教育相談員を学校配置（12校）から各区教育支援センターへ配置転換
- ・対象の児童生徒の拡大
- ・各学校との連携強化、訪問指導等（サポートルームの運営方法など）を実施

ウ 不登校児童生徒の通級機能は維持

- ・各学校のサポートルームの参考となるような環境づくり・指導の実践
- ・学びの多様化学校のノウハウを各教育支援センターと共有

◆ 教育支援センター

不登校の児童生徒を対象に、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行う公的機関。

現在の体制では、児童生徒または保護者の不登校を含む相談対応は『こども若者相談センター』が担っており、相談者に対し教育支援センターを紹介し、体験入所を経て、教育支援センターへの通級を開始している。

（2026年度に向け、不登校児童生徒一人ひとりのニーズに合わせた多様な学びの受け皿となる取組を統括し、支援を体系化するため、子ども未来局から教育委員会事務局への教育支援センターの所管替えを検討中）

【R6 通級生実績】

葵区	ふれあい教室	静岡市中央体育館3階 青少年研修センター内	18人(内、小学生1人)
駿河区	かがやく教室	南部生涯学習センター1階	16人(内、小学生2人)
清水区	はばたく教室	キララシティ2階	13人(内、小学生1人)
計 47人			

② フリースクール等民間施設と連携し学校外の活動を把握し、認めていく取組
 フリースクールを規定する定義は無く（フリースクール等民間施設のうち放課後等ディイサービス以外の施設）教育に対する理念や考え方は基より、施設、開設時間、活動内容、利用料の有無など、様々な組織、形態があると認識しているものの、これまで教育委員会では組織的な関わりを持っていない。

保護者が子どものために口コミやインターネットの情報から自力で接点を探し、また、子どもがフリースクール等民間施設を利用した際にも、学校への届出の義務は無いため、学校は、子ども（保護者）との情報交換の中で、利用していることを把握している。

今後、子ども達が学校に登校できなくても学びを継続できる体制を構築していく中で、学校は、フリースクール等の利用や家庭での学習など学校外の活動において、どのように子ども達が学びを継続しているのか把握し、支援に活かしていく必要がある。

**【短期目標】
フリースクール等民間施設と学校との連携体制の構築**

現在は、フリースクール等との連携をどのように進めていくのかを検討する以前に、実情を把握できていない状況である。また、フリースクール等の主催者の考え方も様々で、教育委員会や学校との連携を望まないというケースもあり得る。

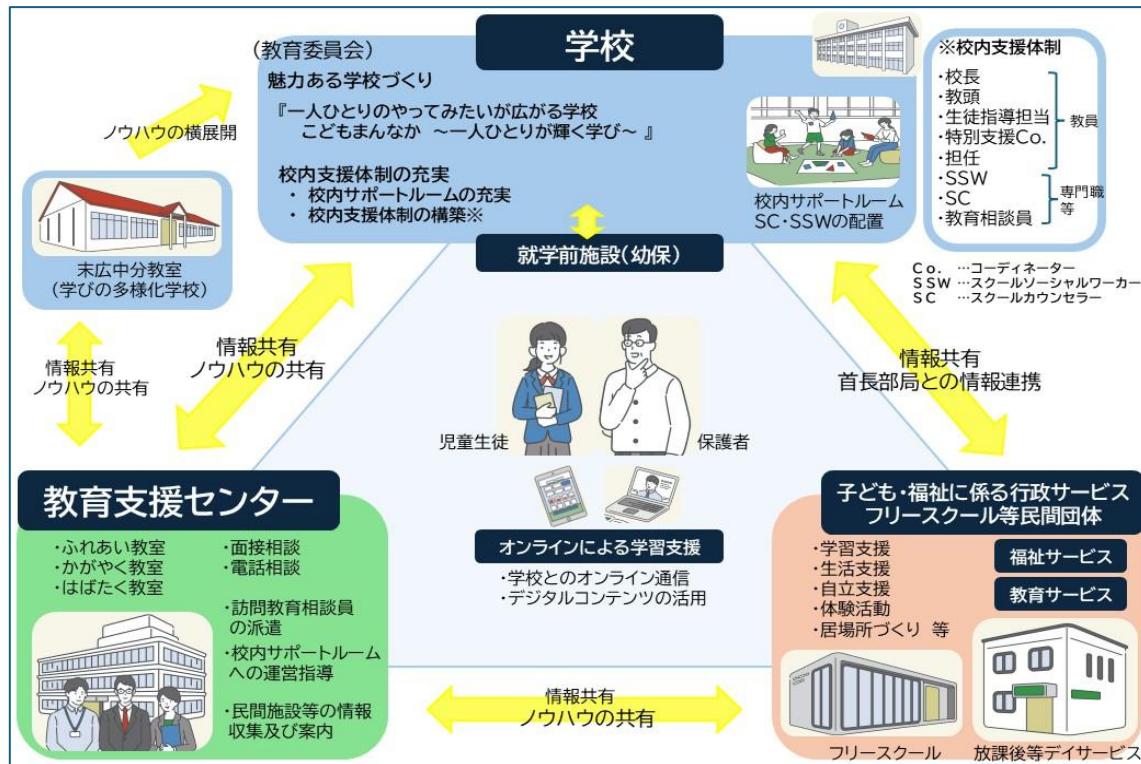
教育委員会として将来的な協議会や連絡会の設置などの連携体制の構築を念頭に、まず手始めに、次の取組を実施する。

(取組)

- ア 出席扱いを契機とした学校とフリースクール等民間施設間の連携の促進
 - ・出席扱いに関するガイドラインの作成、および学校、保護者への周知により学校外での子ども達の活動を認めていくことを推進。
- ⇒ 別冊『静岡市不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン』（フリースクール等での活動を、学校の出席扱いとする場合には、学校・保護者民間団体が十分連携しなければならないことをガイドラインに明記）
- イ フリースクール等民間施設の方々との協働による不登校支援に関するハンドブックの作成
- ウ 教育支援センターへの情報の集約と相談者への情報提供（再掲）
 - ・区内のフリースクール等民間施設の情報の集約
 - ・相談者への情報提供
 - ・学校への情報提供

(3) 取組の実施により目指す体制

これらの取組により、学校や学校外の様々なサービスやリソースも含めた社会全体で子どもの学びを支える体制を構築する。



(4) その他の 2026 年度の取組

(第1回会議における各委員の発言の分類に合わせて記載)

1-3. 支援体制の構築・ガイドライン等の必要性

- ・学校向け不登校児童生徒支援のためのガイドライン作成
- ・教員研修等の実施による教職員への啓発

1-4. 家庭・社会との連携

- ・起立性調節障害（OD）を正しく理解するためのガイドラインの作成（医療との連携）
- ・発達や学びの連続性の保障に向けた架け橋カリキュラムの作成（幼保小接続の推進 → テーマ2において詳細説明）

1-6. 教員の姿勢

- ・子ども観、授業観の転換を促す教員研修
- ・管理職のマネジメント研修

5 協議の視点

事務局のたたき台を踏まえ次の視点で協議をお願いする。

不登校児童生徒支援にかかる今後の方向性および 2026 年の取組について